

## 富士市建設工事共同企業体取扱要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (共同企業体の方式)

第2条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。（1）特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。

（2）経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

### 第2章 特定建設工事共同企業体

#### (対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体が発注することができる工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 工事費がおおむね5億円以上の土木工事。
- (2) 工事費がおおむね10億円以上の建築工事。
- (3) 工事費がおおむね2億円以上の設備工事。

ただし、前項のほか、当該工事の工事費が前項の最低規模の2分の1を超えかつ特殊な技術等を要する工事であって、特定建設工事共同企業体による効果的、円滑な共同施工が確保できると認められるものについては対象工事とすることができる。

#### (構成員数)

第4条 構成員の数は2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。

#### (構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、市の建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者の組合せであること。
- (2) 発注工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上等級に格付けされた者及びそれに準ずる者の組合せであること。

#### (構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

ただし、当該発注工事の他の共同企業体の構成員になることはできない。

- (1) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (2) 発注工事に対応する建設業種に係る監理技術者又は、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (3) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

#### (結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

#### (出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

#### (代表者の要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者の要件は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

(2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(対象工事の指定)

第 10 条 対象工事の指定は、契約検査課長が工事担当課長と工事の規模、内容等を勘案して指定する。

(指名委員会等)

第 11 条 第 6 条第 3 号又は第 9 条第 2 号の要件を別途定める場合には、契約検査課長は工事担当課長と協議のうえ、入札参加資格設定調書を作成し、建設工事等入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）に諮るものとする。

(資格の公告)

第 12 条 特定建設工事共同企業体の契約を一般競争入札等により行う場合には、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事の概要

(4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率、代表者の要件

(6) その他必要と認める事項

(資格申請)

第 13 条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに建設工事競争入札参加資格審査申請書等の提出時期、方法その他必要な事項（平成 14 年 1 月 31 日富士市告示第 14 号）に定める次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 建設工事競争入札参加資格審査申請書

(2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し

(3) 各構成員の総合評定値通知書の写し

(4) 委任状（構成員の代表者に対するもの）

(5) その他必要と認めるもの

(資格認定の有無)

第 14 条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条に定められた書類を審査のうえ行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書により行うものとする。

また、契約検査課長は、結成された特定建設工事共同企業体の一覧表を作成し、あらかじめ指名委員会に諮るものとする。

(競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明)

第 15 条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、市長に対して指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由を求められたときには、原則として、競争入札参加資格を認定しなかった理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(契約方式等)

第 16 条 特定建設工事共同企業体との工事に係る相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) 指名委員会において指名した構成員によって結成された特定建設工事共同企業体による指名競争入札。

(2) 第 14 条により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体による一般競争入札。

(存続期間)

第 17 条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等は、必要な期間として 3 ヶ月以上

存続するものとする。

### 第3章 経常建設共同企業体

(工事の発注方式)

第18条 工事の発注にあたっては、経常建設共同企業体を単体企業に準じて扱うものとする。

(構成員の数)

第19条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、かつ、円滑な共同施工の実施に支障がないと市長が認めるときは、構成員の数を5者以内とすることができる。

(構成員の組合せ)

第20条 経常建設共同企業体の構成員の組合せに係る要件は、次のとおりとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。

(2) 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（昭和58年4月1日告示第37号。以下「資格告示」という。）に基づく入札参加資格を満たす者による同一種ごとの組合せであること。

(3) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた業者の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近の2等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し支えないこと。

2 経常建設共同企業体の結成後に前項第3号に掲げる要件に該当しないこととなった場合において、当該共同企業体につき継続的な協業関係が維持されていると市長が認めるときは、当該共同企業体に係る資格告示3(3)の期間内に限り、同号の要件に該当しているものとみなす。

(構成員の要件)

第21条 経常建設共同企業体の構成員は、資格告示3(1)に規定する要件のほか、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 資格を申請する業種について資格告示1(1)に規定による認定がされていないこと。

(2) 資格を申請する業種について建設業法の許可を有しての営業年数が3年以上あること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 原則として資格を申請する業種について元請としての施工実績を有すること。

(5) 原則として資格を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(結成方法)

第22条 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率の最小限度基準)

第23条 経常建設共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に掲げる構成員の数に応じ、当該各号に定める割合以上とする。

(1) 2者による場合 30パーセント

(2) 3者による場合 20パーセント

(3) 4者による場合 15パーセント

(4) 5者による場合 12パーセント

(代表構成員)

第24条 経常建設共同企業体の代表構成員は、当該共同企業体の構成員において決定された者とする。

(資格審査の申請)

第25条 資格告示3(3)の期間内における経常建設工事共同企業体の結成及びこれに係る入札参加資格の申請は、一の一般の建設業者について1件の経常建設工事共同企業体に限り、行うことができる。

2 入札参加資格の審査を申請しようとする経常建設工事共同企業体は、資格告示3(2)に定めるところにより、資格告示に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する書類のうち、共同企業体協定書の写しを作成するに当たっては、経常建設共同企業体協定書を参考とした協定書を締結するものとする。

(解散等)

第26条 経常建設共同企業体は、資格告示3(3)の期間内は、解散し、又はその構成員の組合せを変更してはならない。ただし、すべての構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 経常建設共同企業体の構成員は、資格告示3(3)の期間内は、当該企業体を脱退してはならない。ただし、当該共同体の構成員のすべての同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認められるときは、この限りでない。

#### 第4章 雑則

第27条 この要領に定めるものほか、建設工事に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成5年9月10日から施行する。

附 則

この要領は平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。